第七十六条第二項又は第八十六条第二項第一号若しくは第三項第一号イの費用の額の算定の例により算定された費用の額から法第百四十五条の規定による特別療養費（同条第二項第一号に掲げる費用に限る。）として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受ける	（削る）	（削る）	（削る）
第四条第二項			
（略）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（削る）	（削る）	第八十六条第二項若しくは第三項又は第百十条第三項
（略）	（削る）	（削る）	第百四十九条において準用する法第八十六条第二項若しくは第三項又は第百十条第三項
（略）	（削る）	（削る）	第六十三条第二項若しくは第三項又は第七十六条第三項
（略）	（削る）	（削る）	法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を控除した額
（略）	（削る）	（削る）	法第百四十九条において準用する法第八十六条第三項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を控除した額
（略）	（削る）	（削る）	健康保険法第八十六条第三項第一号ロの規定による厚生労働大臣の定めの例により算定した額を控除した額

定の例により算定された費用の額から法第百四十五条の規定による特別療養費（同条第二項第一号に掲げる費用に限る。）として支給される額に相当する額を控除した額の支払を受ける	法第百四十九条において準用する法第六十三条第二項第三号	法第六十三条第二項第三号	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号
第四条第二項			
（略）	同項第四号	同項第四号	健康保険法第六十三条第二項第四号
（略）	法第百四十九条において準用する法第六十三条第二項第四号	同項第五号	健康保険法第六十三条第二項第五号
（略）	法第百四十九条において準用する法第六十三条第二項第五号	第八十六条第二項又は第百十条第三項	第六十三条第二項又は第七十六条第三項
（略）	第百四十九条において準用する法第八十六条第二項又は第百十条第三項	（新設）	（新設）
（略）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（新設）	（新設）	（新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和九年三月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。